

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スナップ

## 特集Ⅰ

日替り「安全大将」を任命  
ミーティングの進行役で意識付け  
長谷エコーポレーション

## 特集Ⅱ

「伝える力」をDVDで教育  
日本通運重機建設事業部

## ニュース

安衛経費確保で点検表  
国交省 支援ツールを検討

WEB版はカラーでご覧になれます!!  
WEB登録(無料)のお問い合わせは  
 0120-972-825  
メルマガも配信中です!

No.2316

10  
2018 / 15

## ■ 災害のあらまし ■

介護施設で、利用者を抱きかかえ、ベッド脇のポータブルトイレからベッドに寝かせようとしたところ、腰部に痛みを感じ病院で受診した。腰椎捻挫と診断された。

## ■ 判断 ■

労働基準監督署は、腰部に過重な負担のかかる作業が多いなかで、腰痛予防対策が不十分な状態で作業を行い、繰り返し腰部に負担のかかる不自然な作業を行っていたことが原因として、業務上災害とした。

## ■ 解説 ■

被災者は、高齢者介護施設の居室において、入居する利用者を抱きかかえ、ベッド脇のポータブルトイレからベッドに移乗させ寝かせようとした際に、腰部に痛みを感じた。これまでの介護作業において、前屈み、中腰、腰をひねる、反らすといった姿勢が繰り返され、また、腰部に負担を軽減するための機器を活用していなかった。

厚生労働省は、労働者に発生した腰痛に関して労災認定できるかを判断する「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日基発750号）を定めている。腰痛を次の2種類に区分し、労災補償の対象と認定するための要件を示している。

- ①災害性の原因による腰痛
- ②災害性の原因によらない腰痛

①は、業務上の負傷に起因して労働者に腰痛が発症した場合で、「腰の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、工作中的の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること」および「腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させた

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会  
社会保険労務士法人ミライエ

代表 根本 啓明

第277回

と認められること」のどちらの要件も満たすものとされている。

②は、重量物を取り扱う業務など腰部に過度の負担のかかる業務に従事する労働者に腰痛が発症した場合で「突発的な出来事が原因ではなく、重量物を取り扱う仕事など腰に過度の負担のかかる仕事に従事する労働者に発症した腰痛で、作業の状態や作業期間などからみて、仕事が原因で発症したとみとめられるもの」とされている。

介護作業においては、①②ともに発生しやすい作業が多く、今回のケースでは②の基準により業務上災害と判断された。

同基準の解説部分では、②について、「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3カ月から数年以内をいう）従事する労働者に発症した腰痛」と「重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当長期間（おおむね10年以上をいう）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛」に類別し、具体的に解説している。さらに、業務上外の認定に当たっての一般的な留意事項として、「腰痛を起こす負傷又は疾病は、多種多様であるので腰痛の業務上外の認定に当たっては傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、作業状態（取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等）当該労働者の身体的条件（性別、年齢、体格等）、素因又は基礎疾患、作業従事歴、従事期間等認定上の客観的な条件のは握に努めるとともに必要な場合は専門医の意見を聴く等の方法により認定の適正を図ること」としている。

こうした点から、腰痛の業務上災害については、発生時点の直接的な作業状況のみならず、過去の作業状況の把握や被災者の



身体的条件や経歴など、詳細な説明が認定のポイントといえる。

また、厚生労働省は、「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日）を定め、腰痛の発生が比較的多い①重量物取り扱い作業、②立ち作業、③座り作業、④福祉・医療分野における介護・看護作業、⑤車両運転などの作業の5つについて予防策を示している。同指針では、今回のケースに関連する事業者の対策として、「福祉用具（機器・道具）を積極的に使用すること」「リフト等を積極的に使用することとし、原則として人力による人の抱上げは行わない」「不自然な姿勢をとる頻度及び時間も減らすこと」などを挙げた。今回のケースでは、この点について十分な対策が行われていないことも原因とみられた。

腰痛は症状が慢性化することもあるため、主作業が腰痛の起きやすい作業の場合、予防が大切である。なお、前述の基準では、「業務上の腰痛がいったん治癒した後、他に明らかな原因がなく再び症状が発現し療養を要すると認められるものについては、業務上の腰痛の再発として取り扱う」とされている。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)